主 文 原判決を破棄する。

本件を前橋地方裁判所桐生支部に差戻す。

理 由

弁護人後藤末太郎の控訴趣意について、

〈要旨〉第一、二、刑訴法第三二八条所定の目的のみのために同条に則つて提出した証拠によつて被告人の罪状を認〈/要旨〉定する証拠とすることはできないと解するのが相当である。蓋し新法は強く当事者主義を採用しているから、当事者の立証の趣旨に従うのが相当である。当事者において一定の証拠の証明力を争うために提出したものがたまたま罪となるべき事実認定の証拠とするに適当のものであつても当事者においてこれを犯罪認定の証拠として提出若しくは援用しないのに裁判所がこれを採って犯罪の証拠とすることは許されない。これを許すことは当事者主義に反するのみならず、被告人並びに弁護人にとつては不意打でその防禦権を侵害するおそれもあるからである。

よつて刑訴法第三九七条、第四〇〇条に則り主文の通り判決する。 (裁判長判事 吉田常次郎 判事 石井文治 判事 鈴木勇)